

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則（16 経教 細則第2号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 細則第2号</p> <p>第1条～第2条 省略 (組織)</p> <p>第3条 委員会、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 <u>工学教育部及び農学教育部、生物システム応用科学教育部から選出された教育研究評議員を兼ねる副部長 各1人</u></p> <p>三 農学部入学試験実施部会長及び工学部入学試験実施部会長</p> <p>四 学力検査小委員会委員長</p> <p>五 査読小委員会委員長</p> <p>六 入試情報処理小委員会委員長</p> <p>七 総括チームリーダー（学生担当）</p> <p>八 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 第1項第8号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略 (小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 入学試験実施小委員会</p> <p>二 学力検査小委員会</p> <p>三 <u>査読小委員会</u></p> <p>四 <u>入試情報処理小委員会</u></p> <p>五 <u>入学者選抜方法研究小委員会</u></p> <p>六 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 小委員会の委員構成及び所掌事項は、<u>別表</u>のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>6 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり） (組織)</p> <p>第3条 委員会、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 <u>工学部会長・工学部長、農学部会長・農学部長、生物システム応用科学部会長及び技術経営研究科長</u></p> <p>三 <u>大学教育センター長</u></p> <p>四 <u>教育研究評議員を兼ねる副部長 1人</u></p> <p>五 農学部入学試験実施部会長及び工学部入学試験実施部会長</p> <p>六 学力検査小委員会委員長</p> <p>七 <u>入試情報処理作業部会長</u></p> <p>八 <u>大学教育センターから選出された教員 1人</u></p> <p>九 総括チームリーダー（学生担当）</p> <p>十 <u>入試チームリーダー</u></p> <p>十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第8号及び第11号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり） (小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 入学試験実施小委員会</p> <p>二 学力検査小委員会</p> <p>三 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2～4 省略（現行どおり）</p> <p>5 小委員会の委員構成及び所掌事項は、<u>別表1</u>のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>6 省略（現行どおり）</p>

(専決)

第9条 委員会は、前条の小委員会で審議された事項について、小委員会での議決をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で定める。

3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は、速やかにその旨を委員長に報告するものとする。

(担当委員)

第10条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について速やかに委員会に報告するものとする。

(専門部会)

第11条 委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、入試チームにおいて処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。

附 則 省略

(作業部会)

第9条 委員会に、次の作業部会を置き、委員会から委託された業務を実施する。

一 査読作業部会

二 入試情報処理事業部会

三 その他委員会が必要と認める作業部会

2 作業部会の委員構成及び所掌事項は、別表2のとおりとし、委員会がこれを定める。

3 前項に定めるもののほか、作業部会について必要な事項は別に定める。

(専決)

第10条 委員会は、第8条の小委員会で審議された事項について、小委員会での議決をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で定める。

3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は、速やかにその旨を委員長に報告するものとする。

(担当委員)

第11条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について速やかに委員会に報告するものとする。

(専門部会)

第12条 委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第13条 委員会の事務は、入試チームにおいて処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。

附 則 省略(現行どおり)

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第2号の委員のうち1人</li> <li>・同項第4号の委員</li> <li>・各教育部学生生活委員会委員長</li> <li>・入試チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> </ul> </li> <li>・健康診断書、調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>・入試情報開示に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
学力検査小委員会	省略	省略
査読小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験委員会が選出した者</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試問題の査読に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>：問題及び解答用紙の点検</li> <li>：解答例等の点検</li> </ul> </li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
入試情報処理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育部教授会から選出された教員 各3人</li> <li>・入試チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試情報処理に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>：入試情報処理システムの運用</li> <li>：入試の情報処理業務</li> <li>：合格者選考資料等の作成</li> <li>：入試情報開示の情報処理業務</li> </ul> </li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

別表1

小委員会名称	委員構成	所掌事項
入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第4号の委員</li> <li>・同項第5号の委員</li> <li>・各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li>・入試チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> </ul> </li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>・入試情報開示に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
学力検査小委員会	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
削る	削る	削る
削る	削る	削る

入学者選抜方法研究小委員会	・第3条第1項第2号の委員のうち1人	・学生の受入方針等に関すること。
	・各教育部入試制度等研究委員会 正副委員長 ・大学教育センターアドミッション部門専任教員のうち1人 ・入試チームリーダー ・その他小委員会が必要と認められた者	：学生受入方針の策定、周知及び公表等 ：入試制度、選抜方法の改善等 ：入試成績の追跡調査等 ・入学資格審査に関すること。 ・その他必要な事項

削る	削る	削る
----	----	----

別表2

作業部会名称	委員構成	所掌事項
査読作業部会	・入学試験委員会が選出した者 ・その他小委員会が必要と認められた者	・入試問題の査読に関すること。 ：問題及び解答用紙の点検 ：解答例等の点検 ・その他必要な事項
入試情報処理作業部会	・工学府・工学部及び農学府・農学部教授会から選出された教員 各3人 ・入試チームリーダー ・その他小委員会が必要と認められた者	・入試情報処理に関すること。 ：入試情報処理システムの運用 ：入試の情報処理業務 ：合格者選考資料等の作成 ：入試情報開示の情報処理業務 ・その他必要な事項

附 則 ( 1 8 細則第 8 号 )

この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。